

2019年5月21日

日本ソーシャルワーカー連盟
代表者会及び構成四団体会長 殿

日本ソーシャルワーカー連盟
倫理綱領委員会委員長 保良昌徳
(押印省略)

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改定作業の状況と改定案について（中間報告）

2017年12月10日の日本ソーシャルワーカー連盟代表者会の中で決議された現行「ソーシャルワーカーの倫理綱領（2005年作成）」の改定作業について、下記のとおり委員会が設置され、検討作業が進められ、別紙のとおり一定の案がまとまりましたので、今後の取り組み予定等も含め、ご報告申し上げます。

つきましては、各団体会員へのパブリックコメントの呼びかけ及び収集をお願い致します。

記

1. J F S W倫理綱領委員会の構成

今回の倫理綱領改定作業委員及び事務局のメンバーは以下のとおりである。

日本医療社会福祉協会：早坂由美子（会長）、小原真知子（理事）、上田まゆら（理事）

日本社会福祉士会：西島善久（会長）、中田雅章（理事）、前島弘（会員）

日本精神保健福祉士協会：木太直人（常務理事）、岩本操（業務指針委員長）、
岡本秀行（常任理事）

日本ソーシャルワーカー協会：岡本民夫（会長）、保良昌徳（副会長）、
松永千恵子（理事）

事務局：日本ソーシャルワーカー協会：星野晴彦（常任理事）、高石豪（常任理事）、
甲田賢一（事務局長代行）

2. 委員会の開催

2018年度に各団体から選出され委員で委員会が組織され、以下のとおり開催した。

第1回	2018年5月25日（金）	16:00～17:30	社会福祉士会会議室	参加者 11名
第2回	2018年8月24日（金）	17:00～20:00	社会福祉士会会議室	参加者 13名
第3回	2018年9月28日（金）	18:00～20:00	社会福祉士会会議室	参加者 13名
第4回	2018年11月30日（金）	18:00～20:00	社会福祉士会会議室	参加者 13名
第5回	2019年1月25日（金）	18:00～20:00	社会福祉士会会議室	参加者 11名
第6回	2019年2月28日（金）	13:00～18:00	社会福祉士会会議室	参加者 11名
第7回	2019年3月29日（金）	16:00～20:00	社会福祉士会会議室	参加者 11名
第8回	2019年4月19日（金）	15:00～18:00	社会福祉士会会議室	参加者 13名
第9回	2019年5月17日（金）	15:30～19:30	社会福祉士会会議室	参加者 14名

3. 検討作業の進め方

・検討作業は、検討作業に必要な資料を事務局で作成し委員会に上程、協議した結果についてメールで意見を集め、それをまとめた資料を次回の委員会で検討を重ねる方法で進めた。

・委員長に保良昌徳（J A S W）があたり、事務局からの資料等の説明を受け、全体で協議し結果を確認しながら話し合いを進めた。会の終了時に検討すべき課題を確認して持ち

帰り、後日指定の日までに、課題に対する各団体ごとの意見・訂正案を事務局に送付し、それを事務局でまとめ作業を行ない、資料（主に「新旧対照表」の形及び必要とされる資料）を作成し、次回の委員会で検討するという手順で進められた。

4. 検討作業の結果

検討作業の結果、以下の通り改定案等が作成された。

(1) 「ソーシャルワーカーの倫理綱領 新旧対照表」

- ・現在の倫理綱領と改訂案を条文ごとに分けて示し、それぞれ改定の部分や改定内容を示したもの

(2) 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」

- ・上記「新旧対照表」から改定案だけを抜き出し、成文案として示したもの
ただし、新旧対照表番号 25 番「5. クライエントの自己決定の尊重」については、調整がつかず、3つの案を提示してパブリックコメントにかけ、その結果をみて、最終案を検討することになり、上記案の中では3案を併記した。

5. 代表者会及び各団体への報告

- (1) 代表者会への報告 2019年6月の代表者会において、委員又は事務局から報告する。
- (2) 各団体への報告 各団体長宛て本文書（資料添付）及び各団体からの委員から説明をもって報告とする。

6. 今後の予定

- 2019年5月21日 本文書をもって各団体長宛て報告及び資料を送付
- 2019年5月25日 JASW総会を皮切りに、各団体の総会において会員に報告、同時に今回の改定案について(会員から)パブリックコメントを求める。
- 2019年6月28日 代表者会において報告
- 2019年7月31日 各団体会員からのパブリックのコメントの受付を締め切る
- 2019年8月16日 各団体ごとにパブリックコメントをまとめ、事務局に送付する
- 2019年8月23日 第10回倫理綱領委員会を開催し、以下について協議する（予定）
- (1) パブリックコメントについて検討、新倫理綱領の最終案について
 - (2) シンポジウム等の開催及びその内容等について
 - (3) その後の取り組みについて

7. パブリックのコメントの集め方

新倫理綱領(案)に対するパブリックコメントは、以下の2つの方法で収集する

(1) WEBサイトを活用する方法

専用サイトにアクセスし意見を記載・送信する方法、4団体とも同じサイトでコメントを集め、後日それぞれの団体に分配する
サイトURLは下記。QRコードは右のとおり。コピーして使用可

<https://sites.google.com/view/jfsw-rinri/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>



(2) 各団体による独自の方法

各団体ごとに、独自の方法（例：郵送、FAX等）で集める
ただしこの方法場合、集めたデータは各団体で、条文(番号)ごとにデジタル化しJASW事務局に送付する。

以上